

トラック事業者物価高騰支援事業補助金(タイヤ)申請に係る注意事項

令和6年8月26日更新

①補助対象外車両は、どのような車両が挙げられますか？

→軽貨物(黒ナンバー)、自家用車両、霊柩自動車は、助成対象外となります。

②対象車両について ※トレーラのタイヤも対象

対象車両について、県内に配置された緑ナンバーの営業用車両(トラック)に加えて、トレーラも対象か？

→トレーラも補助対象となります。

③助成対象認定資格について 対象資格を1つでも持っていれば、他営業所で資格がなくても申請可能

例)県内に3箇所営業所があり、営業所1箇所のみGマークを保有している場合、残り2箇所はGマークを保有していなが、申請が可能か。県内営業所で1つでも対象の資格を有している場合、申請可能事業所として考えてよろしいか？

→営業所のうち1箇所でも対象資格を取得していれば申請可能です。

④タイヤについて

中古のタイヤは申請可能か？

→中古タイヤは申請不可となります。 ※申請不可

再生タイヤは申請可能か？

→再生(更生・リトレッド)タイヤは申請可能です。 ※申請可能

⑤補助額等

1 本上限 5 千になるかと思うが、購入費用で端数百円単位がでた場合の取り扱いについて、どの時点で千円未満の端数切り捨てになるか。

→ 補助対象経費を全て合算(千円未満の端数を含む)した上で、最後に、補助申請額千円未満の端数を切り捨てます。

⑥タイヤ代金の支払い期限について

支払いは必ず 12 月 31 日までに完了しておく必要があるかどうか。

→ 支払は申請期限の 1/31 までに完了すること。